

令和6年度



生徒指導規程

府中町立府中緑ヶ丘中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中緑ヶ丘中学校の生徒一人一人が、安全で安心して学校生活を送ることをめざすとともに、保護者・教職員が協力して生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条（時間）生徒は時間を守り、規律ある生活を送る。

- ① 8時20分までに教室に入室し準備をして着席しておく。
- ② 欠席や遅刻時の場合、必ず保護者がコドモンへ午前8時までに送信をする。8時を過ぎた場合は今まで通り学校へ保護者が電話連絡をする。
- ※遅刻をした場合は、職員室に登校した旨を伝え、遅刻届に記入し授業へ持っていく。
- ③ 早退をする場合は、担任の許可を得る。
- ④ 登校後は、許可なく校外に出ない。
- ⑤ 下校時間（完全下校）は、下記のとおりとする。
 - 1学期始業式～文化祭まで
17：20（完全下校）
 - 文化祭後～1月31日まで
16：50（完全下校）
 - 2月1日～修了式まで
17：20（完全下校）
 - 長期休業中
17：00（完全下校）
 - ※休業日については原則17時完全下校とする。
 - ※部活動において大会前の2週間については、最大30分間活動を延長することができる。
- ⑥ 部活動停止
 - 定期試験（中間試験前3日間、期末試験、学年末試験前の5日間）休日、祝日を除く、定期試験が終了する前日までの期間。

第3条（制服等）校内外の学習活動及び登校の際は、次の通り、学校が定める服装を正しく着用すること。

（1）制服

冬 服	①ブレザー、ポロシャツ、ネクタイ、リボンタイ、スラックス、スカートを着用する。（学校指定） ②名札を着用し、ピンで止める。 ③学校指定の白のポロシャツを着用する。 ④スラックス着用時のベルトは、黒、紺、茶の無地とする。 ・スラックス着用時は必ずベルトをすること。 ※極端に幅の広いものや細いもの、穴の沢山あいたものは不可。 ⑤スカートの丈は、膝がかくれる長さにする。（膝立てをして床にスカートがつく長さ）
夏 服	①夏季用スラックス、夏季用スカート、 ②ポロシャツ（白無地半袖）を着用する。 ・ポロシャツは必ずスカート、スラックスの中に入れる。 ・スラックス着用時は必ずベルトをすること。 ・半袖のポロシャツは学校指定のものとする。 ・胸には名札を付ける。

（2）服装の留意事項

- ・名札は、左胸の所定の位置につける。
- ・下着を着用する。下着の色は白、ベージュの無地で冬服時は防寒用で黒の無地を許可する。
- ・寒い時には、ブレザーの下にセーター、ベストを着用してもよい。但し、色は、黒、紺、白、グレーの無地のVネックのものに限る。（ワンポイントは可）また、上着の袖口、裾からはみ出さないものとする。
- ・タイツについてはベージュ、黒の無地を許可する。（防寒用）
- ・ひざ掛けを許可する。（防寒用）
- ・雨天時は、レインコート、レインシューズを着用してもよい。
- ・通学靴は、白ひも付き運動靴とする。ハイカット、コンバースで下にライン入りは不可とする。（部活動用は使用しない）

- ・通学カバンは、中学校指定のものとする。補助カバンの使用は、必要に応じて許可する。
- ・カバンには飾りをつけない。
- ・校舎内は学校指定の上履きを使用する。
- ・体育館では、学校指定の体育館シューズを使用する。
- ・靴下は、白のソックス・**白, 黒, 紺** (ワンポイント, ライン入りは禁止) とする。スニーカーソックス, くるぶしソックスは不可とする。
- ・寒い時には、登下校時に**防寒着 (コート, ジャンパー, ダウン等)** を認める。但し、ロッカー又はカバンに入るもの。(必ず記名すること) 手袋, マフラー, ネックウォーマー (華美でないもの) を着用してもよい。**※着脱は教室で行う。**
(スヌード又は類似品は禁止)
- ・体操服は、男女とも学校指定のものとする。(ジャージ上下, 半袖シャツ, ハーフパンツ)
- ・休日の部活動については、部活動時の服装での登下校を許可する。

(3) 合服期間

- ① 5月～6月・10月～11月の2か月間を合服期間とする。冬服 (ブレザーを脱いで登校してもよい) または、夏服のいずれでもよい。但し、ブレザーを脱いだ状態は、ネクタイ, リボン, 名札を必ず着用すること。

(4) その他

- ・事由により、上記の服装ができない場合は、保護者が届け出る。
- ・服装の改善が必要な場合は、家庭連絡し、改善する。

(髪型等) 社会の一員として進路実現を踏まえた中学生としてふさわしい髪型

とする。

【男子】

- ◎前髪は目にかからないようにする。
- ・サイドは耳が出るようにする。
- ・後ろ髪は襟にかからないようにする。
- ・**極端な刈り上げは禁止とする。**

【女子】

- ◎前髪は目にかかる場合は、切るかピンで止め、前髪が目にかからないようにする。(女子のヘアピンは、**黒色のもの**)
- ・後ろ髪が肩にかかる場合は、必ず全てゴムで結ぶ。(黒, 紺, 茶)
- ・**耳より上にならないように1か所または2か所で結ぶ。**
- ・編み込みや三つ編みは禁止とする。

(1) 装飾等

- ・染色, 脱色, パーマ等の処理をしない。
- ・眉毛について、手を入れることをしない。(剃らない, 抜かない)
- ・化粧品をつけない。(整髪料, マニキュア等も含む)
- ・制汗剤は無香料の物を使用する事。
- ・アクセサリ類をつけない。(指輪, ネックレス, ペンダント, ピアス等)
- ・エクステ, カラーコンタクト等は使用しない。
※つけた場合は、学校で預かる。

(2) その他

- ・事由により、上記の髪型ができない場合は、保護者が届け出る。
- ・極端な髪型 (例 極端な刈り上げ, そり込み, モヒカン, 極端な刈り上げ等) は、個別に指導する。
- ・髪型の改善が必要な場合は、家庭連絡し、改善して登校させる。

第4条 (学習道具) 学校には学習道具を持参して意欲的に学習に取り組むことが、中学生としての権利であり、義務である。

- (1) 教室に置いて帰ってもよい教材

- ①国 語 … 書道道具, 書写教科書,
ファイル
 - ②社 会 … 全て置いて可
 - ③数 学 … ファイル
 - ④理 科 … ファイル
 - ⑤音 楽 … 全て置いて可
 - ⑥美 術 … 全て置いて可
 - ⑦保 体 … ファイル, 図解体育,
保健教科書
 - ⑧技術科 … 全て置いて可
 - ⑨家庭科 … 全て置いて可
 - ⑩英 語 … 辞書, ファイル
 - ⑪道/学/総 … 教科書, ワーク,
ファイル
 - ⑫その他 … 給食三点セット
- (2) 学習教材の保管, 整理の際の約束事
- ・教科書をはじめ, 全ての学用品には名前を書く。
 - ・ロッカーに教材を置く場合は, 各自で整理整頓する。
 - ・体育館シューズは決められた場所へ置く。
 - ・部活動道具やバッグは, 各学年で指定された場所へ置く。
 - ・体育館シューズ, 体操服袋, 給食袋等は教室前廊下や教室内のS字フックにかける。

第5条 校内での生活について

(1) 授業

- ・5分前行動を心がけ, 着ベルする。
- ・府中緑ヶ丘中学校学習規律の「学びの三か条」を实践する。
- ・返事, 言葉遣いに気を付け, 人を傷つける言葉を言わない。
- ・学校の学習教材は, 大切に使用し, 破損した場合は, 弁済する。

(2) 職員室への入退室

- ・荷物がある場合は, 職員室入口付近に整頓して置く。
- ・決められた入口から, 所属, 名前, 要件, 相手をはっきり言い, 入室する。
- ・退出の際は, 「失礼しました。」と一礼して出る。

(3)

- ※原則職員室前の廊下を通らない。
東棟と・棟の行き来は各学年廊下か外廊下を通ること。
(緑色コンクリート部分を通ること)

(4) 靴箱利用

- ・靴は, かかとを靴箱の端に揃え, つま先を奥にしている。
- ・校舎内や土足禁止の指定場所には上がらない。

(5) 保健室利用

- ・利用は, 原則休憩時間, 放課後とし, 利用時は, 保健室利用カードを教員に記入してもらい入室する。
(緊急時は必要ない)
- ・休養時間は, 1時間とし, 回復しない場合は, 家での休養や受診(早退)を検討していく。
- ・早退は, 学校と保護者との確認後に決定となり, 帰宅後は, 学校に連絡を入れる。

第6条 (その他の禁止事項)

次の項目については禁止とする。

- ①携帯電話の校内持ち込み。(土日の部活動も)
- ②学校生活に必要なもの(菓子類, 漫画本, 雑誌, トランプ, ゲームなど)の校内持ち込み。
- ③危険なもの(カッター, とがったくしなど)の校内持ち込み。
- ④許可なく勝手に校外に出ること(やむを得ず出るときは先生の許可を得る)
- ⑤生徒同士でのお金や物品の貸し借り, 物品の売買

- ⑥登下校時の買い食い
- ⑦自転車通学
- ⑧火遊び、エアガンなどの危険な遊び
- ⑨夜間外出及びゲームセンター、カラオケへの入店（保護者同伴を除く）

第7条（その他遵守事項）

次の項目について遵守するものとする。

- ①学校内、教室内のものは大切に使い、いつもきれいに整理整頓する。
- ②学校内、教室内のものを破損した場合はすぐに報告する。（原則弁済する）
- ③校舎内を走ったり、手すりや階段に腰かけるなどの行為をしったりしない。
- ④特別教室、体育館、グラウンドなどへの移動のときは、係が責任を持って教室の消灯、戸締まりをする。
- ⑤日直、係の仕事は責任を持って行う。
- ⑦交通ルールを守り事故に気を付ける。また、地域の人に迷惑をかけない。
- ⑥ロッカー、机の中には決められたものだけを置き、教科書、ノートなどは学校に置かない。
- ⑦自分の持ち物にはすべて名前を書く。
- ⑧体育、実習、部活動、給食準備では決められた服装をする。
- ⑨人の話は真剣に聞く。また、伝達や掲示物にはしっかり注意を向ける。
- ⑩貴重品や不必要なお金を持ってこない。必要な場合は、朝担任または顧問に預ける。

第3章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、生徒が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

第8条 問題行動への特別な指導

問題を起こした生徒で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して指導を行う。

1 問題行動

触法行為、いじめ、指導無視、授業妨害、不要物持参等の事例が発生した場合は、生徒指導事案対応規程に基づき、状況に応じて保護者の来校を要請したり、場合により、速やかに警察等の関係機関と連携を図る。

（1）触法行為

- ① 暴力行為（対教師、生徒間、対人）
 - ・ 加害生徒や被害生徒等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・ 加害生徒及び被害生徒等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
 - ② 器物破損（故意）
 - ・ 損壊の原因によっては、警察等の関係機関と連携を図る。また、修復にかかる費用については、原則として加害生徒の保護者負担とする。
 - ③ 喫煙・飲酒・万引き・深夜徘徊・その他（火遊び等）
 - ・ 学校において速やかな指導をし、当該生徒の反省を促し、今後の指導体制を組む。
 - ④ 金品強要
 - ・ 加害生徒や被害生徒等に対して事実確認を行い、状況を把握する。
 - ・ 加害生徒及び被害生徒等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
- ※ 継続指導【特別な指導の分類に準じて指導対応を行う】
- ※ 一緒にいた生徒も同じ指導を行う。
- #### （2）いじめ
- ・ 加害生徒や被害生徒等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。

- ・ 加害生徒及び被害生徒等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
 - ・ 事実確認【時間を問わず、本人と保護者及び担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等、複数で学校面談を行う】本人、および保護者で被害者へ対応。
 - ・ 個別指導【反省文】
 - ・ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】
 - ※ クラス・学年・全校で指導を行う。
 - ※ 保護者連携を原則とし、親の思いをしっかりと受け止め、今後の対応を行う。
 - ※ 積極的な認知を行い、重大事案につながらないよう生徒へ未然防止の指導を重視する。
- (3) 指導無視
- ・ 指導無視、暴言、授業エスケープ、授業妨害があった場合は、事実を確認し個別指導を行う。(反省文)
 - ・ 状況に応じて、保護者連絡。または、学校面談を行う。
 - ・ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】
- (4) 授業妨害
- ・ 立ち歩き、暴言、おしゃべり等については事実を確認し、個別に指導を行い、反省文を書く。状況によっては、保護者に連絡または学校面談を行う。
 - ・ 継続指導【特別な指導の分類に準じて指導対応を行う】
- (5) 不要物持参
- ・ 1回目は、その場で指導し一時預かり、後に放課後保護者へ返却する。
 - ・ 2回目は、その場で指導し一時預かり、後に学期末に返却する。
(保護者にも連絡をとる。)
- ・ 無届けで携帯電話を学校に持ち込んだ場合は、学校預かりとするが、基本的に上記対応に準じて指導対応を行う。
- (6) その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為
- 2 特別な指導の手順
- ① 複数で事実確認を行い、生徒指導主事、管理職へ報告後、今後の対応について確認を行う。
 - ② 反省指導をする。
 - ③ 管理職による説諭を行う。
 - ④ 担任、学年教員または生徒指導主事等による1週間の継続事後指導を行う。
 - ⑤ 指導記録に残す。
- ※ 必要に応じて保護者に来校を要請する。

第9条 反省指導

※以下特別な指導の分類表に準ずる。

特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮して指導を行う。

1 説諭

- ・ 口頭による説諭指導(短時間での指導)

2 学校反省指導

① 別室反省指導

- ・ 一定期間生徒を別室において複数体制で、面接・反省文の記入・生徒指導や学習指導等を行うことによって、望ましい生活や学習態度を育てる。

② 授業反省指導

- ・ 別室での反省指導において一定の成果が認められたと判断された場合や、別室反省指導を行うほどではない場合に、通常の授業において、担任が生徒の学習意欲や態度・生活の状態を

評価したり反省を促したりすることによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

③ 保護者との協議

- ・ 生徒の問題行動及び反省の状況等について保護者に説明するとともに、再発防止に向けて、具体的な取組について保護者と共通理解を図り、生活改善への取組を行う。

第10条 反省指導の期間

反省指導の期間は、発達段階や問題の程度や繰り返し等の状況により、協議・入学説明会やPTA総会等で配布し、説明を行う。
また、ホームページにも公開していく。

検討して決定することとする。
※特別な指導の分類表に準ずる。

第4章 その他

第11条 生徒指導規程の周知

第12条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、必要に応じて見直しを行う。

【問題行動への特別な指導の分類】

分類	指導内容	時間	場所	備考
特別な指導Ⅰ	※指導内容及び時間等は対策会議（生徒指導委員会）で決定			○反省の状況により期間は変更する。
特別な指導Ⅱ	(1) 振り返り（毎日の反省文） (2) 見通し（今後の行動の作文） (3) 基礎学習指導 (4) 奉仕活動（清掃活動等）	長期 (3日間程度)	新相談室	○別室指導期間中の定期試験は別途協議する。
特別な指導Ⅲ	(1) 振り返り（毎日の反省文） (2) 見通し（今後の行動の作文） (3) 基礎学習指導 (4) 奉仕活動（清掃活動等）	短期 (1時間～)	各学年室	○別室指導期間中の行事及び部活動の参加については別途協議する。